

## マリッサとくしまマッチング会員登録補助事業実施要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、近年の少子化の要因となっている晩婚化、未婚化を踏まえ、海陽町少子化対策事業の一環として、積極的に出会いの場を求める独身者が、自由に単独で婚活できる場として、徳島県が設立した「マリッサとくしまマッチング会員」へ登録する者に対し、補助金を交付することについて定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第 2 条 補助金の対象となる者は、海陽町に現住所がある 20 歳以上の独身者とする。

### (補助対象経費)

第 3 条 補助対象となる経費は、マリッサとくしまマッチング会員登録料（以下「会員登録料」という。）とする。ただし、補助対象者一人に対し一回限りとする。

### (補助金の額等)

第 4 条 補助金の額は、会員登録料 10,000 円の 50%にあたる 5,000 円とする。

### (補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、事前に次の関係書類を添付して補助金交付申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 会員登録料支払い証明書（領収書又は振込明細書）
- (2) 補助金請求書（様式第 2 号）

### (補助金の交付決定及び通知)

第 6 条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、速やかに内容を審査の上、補助金の交付・不交付を決定し、交付決定通知書（様式第 3 号）又は不交付決定通知書（様式第 4 号）により補助対象者に通知するものとする。

### (状況報告)

第 7 条 補助対象者は、事業の実施状況を町長から求められたときは、該当する事項に関する書類を提出し、状況報告を行うものとする。

### (実績報告)

第 8 条 補助対象者は、登録期間（2年間）満了又は事業完了から 30 日以内に、補助事業実績報告書（様式第 5 号）を町長に提出しなければならない。なお、上記の事業完了とは、婚姻した場合とする。

(補助金の交付)

第 9 条 町長は、補助事業実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、速やかに補助金の額の確定通知書（様式第 6 号）を交付しなければならない。

(交付方法)

第 10 条 補助金の交付については、交付決定後、振込みにより支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第 11 条 町長は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 本要綱に違反したとき。
- (2) 登録期間（2年間）を満了する前に退会したとき。（婚姻した場合を除く。）
- (3) 町長に提出した書類及び報告に偽りがあると認められるとき。
- (4) その他補助事業の施行について、不正があったと認められるとき。

2 町長は前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 7 号）により、速やかに通知するものとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。